

1963年度第12回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1963年10月11日第12回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 褒太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 雄
4番	安次宮 桂信	5番	石川 真六	6番	久村 春
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 升
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛
16番	官里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	式島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古沒藏 清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 褒太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 雄
4番	安次宮 桂信	6番	仲村 春	7番	稻嶺 正
8番	石田 英正	9番	安里 安	10番	又吉 正弘
11番	石川 繁	12番	大川 升	13番	伊佐 真得
14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛	16番	官里 敏行
17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助	19番	式島 行男
20番	仲村 盛光	21番	古沒藏 清次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

5番 石川 真六

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春 [] 助役 吳昌 真徳 会務課長 松川 正義

施設課長 島袋 昌兼 民生課長 当山 全喜 水道課長 国吉 真義
住民課長 仲村 春信 経済課長 沢山 安一

7. 議会事務局出席者

局長 宮城 光雄 書記 照臣 誠 島袋 真白 知念 審光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名譲りの決定について

日程第3. 報告第7号、経工常任委員会審査報告（議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について）

日程第4. 詮問第12号、公有水面埋立申請に対する詮問について、

日程第5. 議案第39号、水道施設の取得について、

日程第6. 請求第40号、給水顧客の移管に伴う財産の取扱について

日程第7. 請求第41号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算について、

日程第8. 経工常任委員会審査報告（詮問第12号公有水面埋立申請に対する詮問）

9. 会議の顛末

議長

議長～出席議員17名であります、市町村自治法第53条の規定によつて
議会は成立致しますので、只今より第12回宜野湾市議会臨時会を開会致します。（午前10時53分）

議長～では直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定についてをお詰り致します。

議長～会期一杯、5日間持ちたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので、10月11日より10月15日までの5日間と致します。

議長～17名議員の出席を報告致します。

議長～日程第2，審事録署名議員の指名について，お詫び致します。

議長～該項録署名議員は，議長・指名することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め，議事録署名議員は，議長指名と致します
2番，比勘定亮 19番，式島行男の両議員にお願い致します。

議長～日程第3，報告第7号，経工常任委員会報告（講案第33号，
公有水面埋立に対する意見答申について）を講題と致します。
本案件は去つた9月28日の本会議において，経工常任委員会に付
託され，本臨時会に報告書が提出されておりますので，一応報告の
前に，事務局長をして，朗読せしめます。

議長～経工常任委員長の報告を求めます。

経工委員長～去る9月28日の本会議におきまして，付託されました，本講
案に対する経工委員会の答申の経過を報告致します。
当問題に対しましては，報告書にございますように，市長・助役，
並に各課長の出席を求めて，各方面から質問をした訳でございます。
と同時に附近状況かれこれも考究して，一応現在の限られた
時間内においては，当委員会としては，はつきりした結論は出しえ
ないと云う結果に到達致しましたので，一応本会議に返戻すると云
う様に決定しております。その理由と致しましては，又春によつて
出た通りでございます。現在の本市の都市計画と云うものも一応，
紙の上における計画の段階であり，又具体的にどう云う結論までは
達してない現状であります。従いまして，地上の都市計画，並に基
立事業と云うものも，一応はマスタープランの中に，構想としては
ございますけれども，未だ確立されたものでないと，そして我々議
員と云うものは，一応そう云う事態にぶつかつた場合に，後顧のう
れいのない様な，いわゆる百年の大計と云うものを一応構想として
将来いかなる事態がおころうとも，それが批判の対象にならない様
な結果を出さなくちやいけないんじやないかと，云つた様な面から
神奈川として，現在のいわゆる埋立事業と平行致しまして港湾施
設の問題も議題にのほつておる今日，当該埋立地の問題を，とやかく
述べてある。非であると云う様な結果づけると云うことは，非常に
簡単じゃないかと，いわゆる，あらゆる方面から討議致しまして，
参考資料も収集し，その結果においていわゆる決定づけるのが，オ
ン当じやないかと，こう考えた訳でございます。又2番目の東部田
地と云うものは，いわゆる大崎名附近一帯の田んぼでございますけ

れども、現在でもある程の豪雨によつて、いわゆる（カン水）すると云うことでございます。これが、該地が建立された場合に、いわゆる配水路の幅員と云うのが非常にせはめられると云うことでございますので、いわゆるそこに水の抵抗が生ずると、現在50ミリで（カン水）すると云う場合においてても、その水路のせばめられることによつて、或は30ミリでも（カン水）をすると、そしてその（カン水）の時間が現在、或程度10時間と云つた様な何もござります。けれども、更にこの問題が延長することによつてそこに対する報告も又大きくなるんじやないかと、そう云つた面を我々が破唇調査云々と云つた所で、いわゆる専門的な分野でございますので、そう云つた問題も一応専門的な見地から結論を下して初めて、そう云う様な該問題に対する結論も出るんじやないかと云うふうに考へた誤でございます。更に3番目になりますと、いわゆる該地が浦添村との境界にござりますので、宜野湾市は宜野湾市の立場、或は浦添は浦添の立場で各々、そう云つた独立問題に対し、相方の見解が相対立すると云うことも考へられない問題じやないと。でありますので一応そう云つた問題は隣接町村との相互の調整も是非必要であると。しかしながら、限られた時間においては、そう云うことも不可能であつたのでございます。又反面、4番目に移りますけれども、あくまでも市にはそれだけのは立事業の計画と云うのがある。いわゆる構想があると、この構想と云うのは、あくまでも、構想であり、又計画と云うものは、常に確定つけられたものじやないと。計画と云うものは、拡大もされ、かつ又縮少と云うことも考えうると云つた様な面から特に本市のそう云つ構想にもある。は立事業そのものが勘案した場合に、かかるは立事業と云うものは、あくまでも市の計画に基づいた所の仕事をさせるのがオン当じやないかと。こう考へたのでございます。以上申し上げました様に、本委員会としては、限られた時間内にそう云つた専門分野のこともござりますので、こうだと云つた様な結論が見出せませんでしたので、本会議に荒廃致します。以上報告を申し上げます。

議 長～20番議員の出席を承認致します

議 長～質疑を行います。

議 長～日程第3番の藤原第3回答、為有水路樹立に対する意見書申についてを、本会議に薦度したいと。

議 長～暫く休憩致します。（午前2時50分）

議 長～再開致します。（午前2時55分）

18番～委員会から本会議に返戻されておりますが、その理由として、結論に達せなかつたと云うふうなことで返戻になつておりますが、これから見ますと、立派な結論だと思つておりますが、どう云うふうな結論が達しえなかつたかですね、と申しますのは委員会の活動の趣旨が（詳説）に破つて検討して、その問題の是非を議会の本志として出来るだけ十二分に検査すると云うふうな内容のもとに委員会の答申がなされるというが、原則なんですが、これから見ましても、自然的にその内容いわゆる答申の方法と色々列記されておりますが、それから見ると、結論と、いわゆる委員会の結論は、こうだ
し云うふうに見出されておるんだが、委員会の結論と云うこととは、いかなるものであります。いわゆる本会議に返戻された理由が結論に達せなかつたと云うことであるんだが、いかなる結論が得られなかつたかですね、ここにある所の問題は、すでに委員会の結論だと云うふうに受け取れるかと感うんですが、その辺についての御見解について。

議長～4番議員の出席を承認します。

経工委員長～只今の御質問にお答え致します。報告書を読みまして、これがいわゆる結論であるかの様に受取られておるんじやないかと、こう（詳しやすく）しておりますが、これにまつつきりと書いてござります様に、そう云つた、いわゆる参考資料の面、或は専門的な分野と云うことに対して、我々がまだ結論に到達していないとそう云つた専門的な分野もわからずして、委員会がこれは、当然許可すべきであるとか、或はこれは否決すべきであるかと云つた様な、見解までは、結論までは到達してない状でございます。従いまして委員会としては、今後ともそう云つた様な、表記されました様な充分なる資料と或は専門的な分野から検討することによって、自ら是非決定づけられるもんであります。現段階においては、その決定づけると云うことは、不可能でございました。以上のいきさつでございます。

18番～今の御説明からすると、必然的に委員会の結論としては、すでにそれが即ち結論だと云うふうに私は受取つております。と申し上げるのは、ここにもあります様に、いわゆる4番ですか、3番とか云つたものは立派な結論だと思つております。隣接山村との当該埠立に対する相互の調整であると云う結論と、それから当市における埠立事業に対しては、あくまでも市の計画に基づいて、行なわしめることが順当であると判断されると云う結論、当然のこれは結論であるのに、もと論その構成からも付け加かれこれは、必然的に生れて来るかと思いますが、その場合に委員会としての結論において、委員

会では、こうしたんだと云うふうなことが、至当だと思われるんだが、その辺についての御見解ですね。

経工委員長～お答え致します。3番、4番が結論だとおつしやいますけれども、それは見解の仙達と云うこともありうるんじやないかと思いまが、いわゆる隙接、これは、よしんばこれが許可になつた場合といふ意味あいでござります。いわゆる、ですから委員会としては、まだこれを起立させるべきであるとか、或は起立はいけないと云つた様な結論は、そう云つた、1番、2番にも申し上げました様に、まだ結論に達していないと、いわゆる3番の場合も、3番、4番と云う場合は、これは、ちしもそれが結局、起立することが是である場合は、こう云うことも必要であろうといつた様な意味でございます

18番～補えれば、委員会の審査の内容と、本会議で⁸審査される。その内容とは自角度が並つて來るのであるんじやないかと云うふうに、私自身考えております。その場合にやはり決定づけと云うことになると色々の角度から討されるべきと願いますが、しかしながら、委員会と云うものの性格は、委員会自体で何も本会議云々じやなくて、委員会自体としてのそれは、内容の審査であります。そうであれば、委員会としては、当然これについてはこうだと云う様なことがあつて、しかるべきだと云うふうに私は考えております。その場合には、おつしやる様にこう決定つけまでは行かなかつたんだが、或程度こう云う理由で戻したんだと云うこと自体は、すでに委員会の結論だと云うふうなこととなるかと想っております。その場合に、あえて本会議に返戻されたと云う理由が、私自身不明確でありませんが、その辺について、委員会は、どう云うふうな角度から審査して、どう云う様な角度からこう云う結論になつたかと云うことは、すでにこの方面にも表われておりますが、その内容自体が委員会の結論になつているんだと云うふうに考えます。その場合に4番のときとは、それは⁸本的な問題で、あくまでも市の計画に⁸ついて、行なわしめることが相当であると云うことは、当然委員会の内容として、これは、結論だと云うふうに考えるんだが、あえて本会議に差し戻した理由ですね。

経工委員長～今のものは、先きの御質問と同じ様な内容だと、私は受け取つております。と申しますのは、いわゆる問題自体を与えられた場合にそれに対して、答える、エースかノーかと聞かれたものと受け取ります。その場合に、よしんばこれをことわつた場合とか、これが非である場合、これが、是である場合と云つた様な二方面から考えられるといいます。そう云つた様な、二万回から考えた場合に目ら、そこにまだ是であるか、非であるかと云つた様な、結論も出して居ないなが

らですね、これが結論だと取られた場合には、これは委員会としては、~~非難~~（避カシ）でございます。とにかく、あくまでも該立地の問題については、市のいわゆる現段階における程立事業と、或はまだ賛意計画が実際に対討されている今日、当初が実際に対立てられて、しかるべきか、或は現状するのを保留すべきかと云つた様な専門分野の問題は、我々として、それだけの資料を収集と云うことも、限られた日時では出来なかつたと、ですからして、結局委員会としても当然これは対立するべきであるとか、或は保留すべきであるとか云つた様な結論は絶対まだ云つて居ない狀でございます。そう云う状態であります、若しこれが許可になつた場合はと云うこれは見解でございます。なる場合に補添は浦添なりの結局考え方があると、それは向からかつてに對立られた場合、又該地がそのり旨されると云つた面を考えた場合は、一応は隣接山村とのこの調整も必要があるんじやないかと云つた様な見解でございます。

18番～4番における当市の程立事業に対しては、あくまでも市の計画に基づいて行なわしめることが順当であると云うこととは、いかなることであるかですね。

経工委員長～なんですか。

18番～4番のですね、内容は、いかなることであるかですね、いわゆる当市における程立事業に対しては、あくまでも市の計画に基づいて行なわしめることが、妥当であると云う様な内容が公されている狀です。その内容はどう云うことであるかですね。

経工委員長～お答え致します。市には、只いわゆる案件に出た問題じやなくして、それ相当広範囲にわたる。いわゆる程立事業そのものが一応は現在^は想の段階にございます。そして聞く所によりますと、本案件以外にも、2、3出ているやに（うわさ）を承わっております。そう云つたことを、勘案した場合に結局そう云つた様な大事業を控えている以上、あくまでも市としての合計画に至つく所のいわゆる事業を行なわしめるのが、結局将来のためにも（クイ）を取らない様な結果ない等、せんかと云つた様な見解でございます。順当であると、これはあくまでも、決定づけておるんじやありません、そう云ふうに考えると靈感驚嘆でございます。

3番～ どの件について結局経工委員会の姿として相足説明を致します。我々に各々もれた案件の内容が市当局から案件を付して許可すれば、しようがないと云う様な内容の案件が付託されましたので、我々の調査の段階で先づ1月蔵さんが云われた様な決定みた様な結論を出

した様な印象の文面を出しておりますが、しかし我々がこれを委員会としての、結論として出した場合、当局の見解と我々の見解が相反すると云う面で、委員会として、すぐ結論を出すべき時機であるか、どうか、又まだ専門的分野の面が残つておると、こう云うもんは、一応本会議で当局とも、じつくり話し合つてやるべきのが妥当でないかと、一致点が見出せるならそう云う面で行政主席の方からは、市町村の意見も聞くと云う様な答申の内容になつておりますので出来ることなら当局と議会が話し合つて、そう云う一致点を見出すために一応達成し戻しの形にしてある訳であります。内容自体は決定つけた様な印象も受けけるかも知れませんが、実際は一応当局の御意向とか、或は我々はどう処置すべきかと云う様な結果的にまとめて、こう云う本会議に結論的にはおまかせすると云う面で差し長した訳であります。

18番～これはいわゆるその（根幹）をなすのは、4番だと云ふうに私は考えておりますが、あくまでも委員会の審査の過程においては、こう云ふうな埋立事業は市の計画に基づいてやるのが妥当だと、いわゆる決定付けまで行かなくても、或程度は委員が全員が市の計画に沿うてやるのが、妥当だと云つた様なことは云えるかどうかですか。

答工委員長～どうもこの順当と云う言葉をとらえられて、おいつめておられます、一応見解を申し上げます。いわゆる計画と云うものは、先も申し上げました様に、これは、あくまでも決定されたもんじやないと、それには抜頭もあれば、縮少もありうると、又して、段階があくまでも複数の段階でありますので、それがその構想そのものが、いすれは、細部計画の段階に、かつ実施の段階に移して行くとそう云つた場合に当局、個々に申請の出る埋立事業があつた場合にそれを結論を云つた現在の計画にないからとか、或はここまで延びて承れないだろうとか云つた様な安易な考え方で、それを許可した場合に議会において大きな力根を放す様な結果になりうるんじやないか、そう云つたことを考えた場合に、あくまでもそう云つた埋立事業と云うものは市の計画に基づいて、行なわしづるものが、後限のうれいのない様な事業のあり方じやないかと云う見解でござります。それが当然そうあるべきだと云う決定付けじやございませんか

12番～この問題について、大体18番議員の質問された所に、大体質問はしばられてあるとはいますが、一寸付け加えて、3番のですね。農業町村との当該埋立地に対する相互の調整の必要性があると云ふうになつておりますが、もう少しこの調整の必要性はどう云う所にあるかと云う点を御説明願います。

経工委員長～公有水面と云うものは、境界と云うのがないそうであります。

従いまして浦添側から、仮に申請をした場合に、それが相当、結局相当距離、いわゆる宜野湾市側に出て、それを結局主督庁が許可した場合に、そこまで拝められてしまうと云うことになれば、結局宜野湾側として、将来のそう云つた計画もあり、その計画自体が(リ告)されると云つた様な考え方から、浦添と宜野湾が、浦添にそう云つた様な該事実の申請があつた場合にも、いわゆる宜野湾の計画とか、将来本市に迷惑のかからない様なと云う意味でございます。又本市が計画する場合においてでも、これを又、あくまでも浦添側に迷惑のかからない様に両方でその、いわゆる間をですね。はつきり説明して、いわゆる段階を進めて行く必要性があるんじやないかと云つた様な意見でございます。

4番～本議案第33号を経工委員会に、付託せしめた当時は、大きな問題であるし、すぐ副議会中で結論を出すと云うことも不可能だから、一応はもう少し掘り下げる、討議しようと云うことで委員会に付託されたと思つております。そこでどちらも議員備々においてもこの問題に対しては、非常には心を持つて、相当眞面目に私は取り扱つているんじやないかと、そう云うふうに考えております。又委員会に付託するにしても、委員会自体で果して責任を負えるか、どうかと云つた様な問題、懸念もございましたが、一応は掘り下げる、答申をさせて、その資料に基づいて、本会議で決定、或は結論を出そうと云う様なことだつたと思つております。そこでその報告書の内容であります。この報告書の内容からしますと、委員会活動において、本会議としてのある程度の私は方向づけになるような資料が偏つてゐるんじやないかと、こう云うふうに考えております。先程の18番さんからの質問の中にも一応は委員会としては、反面においては結論付けられている様な印象も受けます。しかしあそらくこの4番の場合、4番の場合はこれが私は最もこの委員会活動において、掘り下げる掘り下げる討議した。はつきりしたその委員会の方向付けだと云うふうに考えております。そこでその4番についてありますが、委員会がこれだけ委員会活動において、これだけの線を出したと云うことに対しては、本会議でこれに沿つて、私は、うまく結論付けられるんじやないかとこう思つております。そこで、その4番のですね、線を打ち出しておりますが、これについて委員会として、もつと市の計画に基づいて、行なわしめると言つたのが、順当であると云うことは、私も同感であります。そうしますと、これからどう云う方ほど行なわしめるかですね。そう云つた所まで、つづこんで、この線を出すためにですね。御承認なされたかどうかですねそれについて、委員長の御説明をお願いします。

経工委員長～お答え致します。あくまでも市の計画に基づいて行なわらし

むると云うことは、先から申し上げておりますがに将来は港湾も施設するんだと云う様な計画、マスタープランの件で独立と云うのもやるんだと云つたことでございましたけれども、その場合は別に港湾と云つた様な問題も何もなかつたと、只ばく然として、これだけ、東支那海の方にリーフがあるから、これは当然将来は独立して可能であると、だから将来の構想として一応は独立すると云う考え方において、一応は蘇を引いておこうじやないかと、云つた様な非常に安易な考え方、それには、何らの計画性の伴なわない様な、単なる構想の段階で苏を引いたのが、いわゆるマスタープラン上に区画された所の独立であると、その後にいわゆる、或辯、いわゆる該独立問題に対しても、いわゆる客觀状勢も、そう云うふうに変化致しまして、港湾の数々も、実際現状において、検討されておる今日でございます。従いまして、そう云つた様なマスタープラン線上においては、蘇はないけれども、今後はそう云つた港湾施設をするとか、或は又どう云つた様な問題が出るか分かりません、そう云つた問題を、いわゆる比較検討した場合に現在のいわゆる本市の周辺の独立そのものを、只現段階における計画と云うものがないからそれを許可しても構わないんじやないかと云つた様な安易な考え方、将来に大きな力根を取るんじやないかと云つた様な見解からこう云うふうな見解が出ておるのでございます。あくまでも、議員と云うものは、我々、3万市民と云うことと先ず懸念において、考え方なくちやいけません、いわゆる3万市民の立場が我々に期待をねらつておるのでございます。従いまして、本議会が安易な考え方で問題を処理し、従つて、その処理された問題が将来において、都計上蘇は独立事業上大きな支障をきたした場合、当然我々は、その批判の対象にならなくちやいけないと云つた様な大きな見地から考えまして、あくまでも現段階において、構想の段階であると、まだ具体的な計画もないのに、結局、それを計画ないから云々で片付けるのは、非常に危険であると従いまして、あくまでも、そう云つた大事業と云うものは、市と市の計画に基づいて、はつきりした将来の構想をいだいてやるのが、順当であると云つた様な見解からこう云うふうな見解を発表してございます。以上であります。

- 4 様～おつしやる趣旨は、充分知つておりますが、しかしこの問題は、私を納する問題であります。しかも今月一杯で結論を出さなければならぬ問題であります。将来力根を取る残さないと云つた様な面の検討すると同時にこの問題が少なくとも、本会議中で結論を出からには、その市の計画そのものが、はたして早急に具体的にこう打ち出されるかどうか、非常に私は、疑問を持つております。そこで、着し市の計画の具体的な計画がなされない場合に、そのままこの市の実際で具体的な計画がなされるまで、待ちうるかどうか、待

ちうることが出来るかどうか、そう云つた様な面が非常に懸念しております。そこで、既にこの縁で本会議において、そのシヨ点がしばられて、そしてこの結論に達した場合、はたして市当局がその期限内において、答申する期限内において、はつきり具体的な計画がなされて、そしてその計画に沿つて、この今問題になつてゐる事業が推進出来るかどうかと云つた様な面が非常に私問題にしておりますが、そう云つたつつこんだ市当局に対するこの考え方ですね、それがあつたかどうか。

経工委員長へいわゆる、目にちのない所に、答申するまでに目にちはないけれども、結局、4番の谷が出てゐる様な結論に達するためには、それのうら付けとして、当市の計画をまずそこにあり入れなくちやいけないと云つた様な御見解ですね。それは、柱立法にも示めされておる様に結局、いわゆる政府は結局市町村の意見を聽しなくちやいけないと云つた様な点をしばつた場合に、いわゆる、あくまでも、いわゆる公益の立場と云うことも又うたわれておりますので、市そのものが発狂まだねの段階であり、将来必要であるのか、でないかもわからない、だから一応こう云つた面は、保留すべきであると云つた様な見解さえ打ち出せば、当然政府としても、それはそう云つた先申し上げた様な決の趣旨から來ても、充分に確保出来るんじやないかと云つた様な見解を持つて居ります。

謙 様～暫く休憩致します。(午前11時32分)

謙 長～再開致します。(午前11時40分)

経工委員長～寸訂正させて戴きます。先計画の段階と申し上げましたが、計画の検定中でござります。その点お詫び下さい。

謙 長～本案に対する質疑も大体ついた様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

謙 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

謙 長～本案は既に会より陳述に差し戻されておりますが、この案件に対する取り扱い方法についてお詫び致したいと思います。

謙 様～从今當局より肺氣第33号公有水面柱立に対する意見答申について

を撤回したいと云う申し入れがありますが、

市長～只今議長に申し入れ致しましたのは、只今提案している附の議案第33号を撤回致したいと想います。
その理由は、この案件は主筋から諮問されて、公有水面埋立に対する当局の結論的な意見として提案した訳であります。提案して後事態の変更が生じまして、尚惧直にこれを承認する必要があり、これを当局の結論的な意見として提案するよりは、他の方法で審査してもらつた方がいいとこう思いますので、これを撤回致したいと思います。

議長～只今当局より議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを撤回したいと云う申し入れがありました。議会としては、承認するかしないかをお詫び致します。

議長～暫く休憩致します。(午前11時43分)

議長～再開致します。(午前11時46分)

議長～当局案の議案第33号を撤回したいと云う申し入れに対しまして、承認するかしないかをお詫び致したいと想います。議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを撤回することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを撤回を承認することに決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午前11時50分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

議長～自治法第42条第5項の規定によつて、諮問第12号公有水面埋立申請に対する諮問案が終つておりますが、日程に追加するかどうかお詫び致します。日程追加することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、自治法第42条第5項の規定に基づいて、日程第4に諮問第12号公有水面埋立申請に対する諮問を追加することに決定致します。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時54分)

議 長～再開致します。(午後2時5分)

議 長～日程第4、詫問第12号公有水面埋立申請に対する時間についてを上掲致します。
局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先に議案の33号を収回して後で申し上げました様に一応急ぎの必要でありますので、引き続きこの度の主席からの詫問に対する答申案を皆さんで御審査して暫く様にお願いしたいと思つて、これを提案してあります。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時8分)

議 長～再開致します。(午後2時35分)

議 長～8番説明の出席を取扱します。

1 番～当市におきましては、総合都市計画によるマスター・プランを現在策定中で当局の御説明によりますと、12月頃には、その提案の遊びと認可申請の手続の遊びになると云うことを聞いておりますが、本市の都市計画の一環として、埋立事業は重要な性格ものと思考しております。従いまして、本申請の様に個人が次から次へと申請をして、権利をかく得した場合に当市の都計の推進上大きな支障をきたすものと思考しておりますが、市長にこの御見解をお伺い致したいと願います。

市 長～只今1番説明さんのお話にあります様に、宜野湾市と致しましては、前さら都市計画事業を進めるべくこう計画してやつておりますが埋立事業も都市計画の一環として、これを進め様と云うのが今までの姿であります。又12月にこの政府に出す場合にも一説にして出来るんじやないかと云う見解であります。都市計画事業は都市計画事業で、埋立事業は埋立事業としての認可を受けるんじやなしに一説に受けられるんじやないかと、それでマスター・プランを作る場合にも、これまで加えて凶面にも表してもらつたんですが、但しそのマスター・プランの出来る時の上だつた、2、3名

の方々の指導を受けた場合に、その方々は私達は船湾や埠立については、何の技術もありませんので、それについても、更に後から来るそう云う専門の方に指導を受けた方が、よからうと云うことを、つしやつたんすけれども、一応の概略の凶面を作つて、マスター・プランとして私達観いたんです。それで今度この埠立に関する問題が出てから何んとかして、早目にそう云う方の指導も受けたいと云うので、あつたんです。けれども、個人の方がこう云うふうに、真先に、以外にも個人から早く出てしまいまして、早くこれを答申しなければいかない様な状態に追いつかれたので、一応の議案として出したものの、それが私達が去つた月、いわゆる9月20日の議会に提案したのを、開会してからこの方が宜野湾市の埠立や船湾についての指導をしてもらいいと云う、官古から帰つてですから一日とほとんど半日程の指導を受ける様になつた狀であります。その結果向こうの帰つてからの、こちらでもお話を聞いていましたが、帰つてから、更に凶面を作つて、それが本人がこちらにとどけたのが、ちょうど9月30日であります。議会の最初の日だつたとまいます。その日持つて来た凶面によつて、前のプランと、いく分變つております。こう云うふうに今の都計にしよ、或は埠立事業にしよ、こうやつている間にマスター・プランの部分的な変更は予想されるのであります。一辺計画案が出来たからと云つて、完成までにそのまま行くんじやなしに、變更されることがあるので、これは私達の今までのあのマスター・プランだけにおいて考えたことを思ひなおさなければいけないと云う考え方方が生れたのが、先駆騒の変化と云うのは、ここにもあるのであります。あの凶面を見た場合に、特に埠立の所はちゃんと今までの凶面としてですが、そこの所は道筋の計画を引かれていますが、埠は埠立と云うよりは、道筋用地として埠立させる神なかつこうでないかとこう思つんですが、しかし、これを更にこれから事業を執行するには、街の方でこれから開立もし、指導も受けてやると思つて、一応これの出来るまでは、そこを埠立てたり、埠立てねばならんと云う様な結論は今の所出せないんじやないかと、当局としての、埠するに道筋用地はどうしてもそこに要ると云うことには、あの凶面によつて分る狀です。今の御質問にお答えしますが、市としても、これは早目に計画を立てないといふと、次々こう云う個人からの申請者が出来た場合に困るんじやないかと思つて、課長にも詰して、早くその都計の申請と同時にこの埠立ての申請まで手続を取る様にして貰れと云うふうに話してあります

議 長～皆く休憩致します。（午後2時42分）

議 長～再開します。（午後2時45分）

議 長～日程第4、證詞第12号公有水面埠立申請に対する證詞は休憩中に

話し合がありましたのに、経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(無議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、詔問第12号公有水面基立申請に対する詔問は、経工委員会に付託することに決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時47分)

議長～再開致します。(午後2時55分)

議長～日程第5、説明第39号水道施設の取得についてを上程致します。局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先に兵庫県地域内にある、住宅公社の未入住宅が今度民に払い下げられて、そこへの給水を今まで水道公社がやつておりましたが、これを宜野湾市に移管するため、その地域内に至るまでの既設された施設を今度買い上げたいと思います。水道の取得の説明をお願いしたいとこう思つて提案してあります。尚ほい点につきまして、質疑がありましたら、臨時課長の方から説明させます。

議長～本件に対する質疑を始めます。

3番～住宅公社の移管予定地図の問題でございますが、その中に買上げ予定施設と云う様な赤い線で引いたのがございますが、向こうの地域でマーシー地図の住宅公社管内で移管しない部分が残つておるかどうかですね、全面的に移管であるか、又部分的にその移管が残つている所もあるかどうか、その点お聞かせ願いたい。

水道課長～只今の御質問に答弁致します。赤線で引つぱつた部分は、従来まで住宅公社の施設でありましたが、今度4月頃に民移管になりましたんで、民移管になつたのは、その住宅の民移管であります。水道施設はそのまま水道公社に移管になる様になつております。それを水道公社から今度宜野湾市が買つて戻れとそう云う様な要望がございましたので、町民の取得を承め様としている所であります。これを移管することによつてマーシー地図が全部全面的に、今度移管になる様になる事です。船にシヤ録を引いてある分が、20粒ですが、その分は姫君の施設が従来まで、住宅公社が運営し、それ

を今ば移管するためもあるし、更に今後は、賃貸でシャツを引いた
9月8日移管開始と書いてあるんですが、その分は9月1日から移管
されたもんありますが、住宅公社の、いわゆる水道公社の管に直接
つながつて居つて、個人々のメーターを統計して、今の所は、水道公
に支払いをして居る訳であります。9月分からは、それでは困るから
と云う訳で是非その方設を貰つてもらいたいと、更にその赤字の分に
現在すつと前に移管になりましたマーシー地図の本管が連絡されてお
る、それを買い上げんことには、こつちの本管は住宅公社の本管につ
ながつておるみたいで、大変不都合な点があります。今後これを買上
げることによつて、全面的にマーシー地域はお管されます。

4 番～示されておる所のこの残存価格ですか、信託の残存価格にしても、
そのまま残余年数に市が買い受けると云うことですか、その場合に評価
についてですね、より高でありますので、この場合に評価はですね、
あくまでも向こうの残存価格を買い受けなければ、若し値りにそれだけ
の価値があるか、どうかの問題であります。若しも値がなかつた場合にその残存価格を買い受けなければ移管はしないかどうかですね
それについて、この評価の方法はどう云つた評価の方法でなされてい
るか。

水道課長～これは私にあります通り、20ヶ月年の耐用年数でもつて、その残存
価格が出ておりますが、先きも申し上げました様に、それは、まだ確
定的ではないと、今からある程度削るべきものがある訳ですが、そし
てこれを、もと論市が買い上げなければ移管は出来ないと云うことで
あります。

4 番～そうすると、これから評価、秘密な評価を、計算してやると云う訳で
すね。~~含んでと云うことに限れば~~
(前るものもある)含んでと云うことになれば評価は出さないと云う
訳ですか。

水道課長～評価と申しましても耐用年数自体が決つていますから、それによつ
てしか評価は出来ないんじやないかと。

4 番～じやあくまでも、買う側の立場として、これに示されたこの残存価格
が現在評価だと云う點に立つて、一応は価格の決定はする訳です。そうすると
中で削るとか何とかと云うことになると、これから多少差額が出て
来ますか。

水道課長～差額は確かに出て来る。

4 替へ出て来ますか。

水道課長～はい

4 替へあくまでもこの873\$58セントとの分だと云うことは云えない
訳ですね。

水道課長～そうです。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時4分)

議 長～再開致します。(午後3時10分)

議 長～大体質疑もつきた棟であります、本案に対する質疑を打切ることに御承認下さいませんか。

(承認なしと呼ぶ)

議 長～御承認がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～本案に対する討論を止めます。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時11分)

議 長～再開致します。(午後3時12分)

議 長～討論省略の声がございますが、省略することに御承認下さいませんか。

(承認なしと呼ぶ)

議 長～御承認がないものと認め、本案に対する討論を省略することに致します。

議 長～では那岐市39号水道施設の取扱についてを証拠に付します。
以降に御承認下さいませんか。

(承認なしと呼ぶ)

議 長～御承認がないものと認め、那岐市39号、水道施設の取扱についてを証拠として、以降連り証拠を呈致します。

議長～月程第6，議案第40号，給水顧客の移管に伴う料金の取扱についてを議題と致します。
局長をして朗説せしめます。

議長～括弧等の質旨説明を求めます。

市長～括弧の理由等は、39号と（混同）なして、先きは（閣連）しましたが、今後は該水器の施設について議会の議決をお願いしたいと想つてお察してあります。

議長～本筋に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。（午後3時17分）

議長～再開致します。（午後3時30分）

19齊～取得の対象が該水器施設と云うことになつておりますけれども、それは20柱数分の360\$、1柱当たり18\$、この算定の基盤ですね、併えは該水器にはメーターのついているものもあるし、その該水器施設と云う、その施設そのものが、箱と、メーターだけであるのか、それだけが該水器施設と云うのか、そう云つた何は良くわかりませんけれども、とにかく、1柱当たり18ドルと云う多額になりますので、これの算定の基盤ですね。

水道課長～別議会でも申し上げましたが、このメータと普通この辺に付けたメーターではなしに、ちょっと大形で4分の3のメーターなんですね。メーターとそれからメーターの箱、それから、バルブ、メータを取り付けるその部分ですね、それに該水器施設でありますので、その施工費、それだけが含まれております。

議長～本筋に対しては、質疑も大体つきた様でありますか、質疑を打切ることに御承諾下さいませんか。

(吳謙はしと呼ぶ)

議長～御承諾がないものと認め、本筋に対する、質疑を打切ることに致します。

議長～では討論を始めます。

議長～討論省略の声がなさいますが、御承諾下さいませんか。

(告白なしと呼ぶ)

議 長～御告白がないものと認め、本案に対する討論を省略することに致ります。

議 長～では、議案第40号、給水顧客の形質に伴う財産取得についてを承認に付します。原案に御告白ございませんか。

(告白なしと呼ぶ)

議 長～御告白がないものと認め、議案第40号、給水顧客の形質に伴う財産の取得についてを、全会一致で原案通り可決決定致します。

議 長～日程第7、議案第31号、1964年度宜野湾市上下水道特別会計才入才出追加更正予算についてを上掲致します。
局長をして朗読せしめます。

議 長～説明者の趣旨説明を求めます。

市 長～議案第39号、議案第40号の議決に伴つて、水道予算の更正の必要が生じましたので、これを説明してある所であります。宜しく御告白の様をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案に対する質疑、討論省略の声がありますが御告白ございませんか。

(告白なしと呼ぶ)

議 長～御告白がないものと認め、本案に対する質疑討論を省略することに致します。

議 長～では、議案第41号、1964年度宜野湾市上下水道特別会計才入才出追加更正予算についてを承認に付します。
原案に御告白ございませんか。

(告白なしと呼ぶ)

議 長～御告白がないので、議案第42号、1964年度宜野湾市上下水道特別会計才入才出追加更正予算についてを全会一致で可決、原案通り可決決定致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時28分)

議 長～再開致します。(午後6時24分)

議 長～報告第8号、経営委員会付託説明書。(詮問第12号公有水面埋立申請に対する詮問)を議題と致します。

議 長～先に経営委員会に付託しておりました。詮問第12号公有水面埋立申請に対する詮問については、加付の通り委員会から報告が終つておりますので、一応眞鶴局長をして朗説せしめます。

議 長～経営委員長の報告を求めます、

経営委員長～本件に対する報告を申し上げます。その間に一括手くがぬけてありますので、加入をお願いします。2羽の谷甲藻のこの記のですね、4番に利害關係についてと、關係についてを加入願います。4番ですね、当申請地は隣村(浦原村)との境界隣接地帯で埋立による双方の利害關係について調査の必要がある。
御報告申し上げます。再び付託されまして、従来我々が検討した点を又検討致しまして報告書に取扱してあります様な點に達して皆様方に本報告書を提出しております。後は質疑の段階において、お答え致したいと願つております。

議 長～本件に対する質疑を求めます、

議 長～暫く休憩致します。(午後6時32分)

議 長～再開致します。(午後6時42分)

議 長～外に質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが、

(矣説なしと呼ぶ)

議 長～御挨拶がないので、本件に対する質疑を打ち切ることに致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後6時43分)

議 長～再開致します。(午後7時)

議 長～本件に対する討論を求めます、

議 長～暫く休憩致します。(午後7時1分)

議 長～お聞かせします。(午後7時4分)

議 長～討論名の声がございますが、前論を省略することに御承認ございませんか。

(賛成なしと呼ぶ)

議 長～御承認がないものと認め討論を省略することに決定致します。

議 長～では、報告第8号、社工常任委員会審査報告書、
(詰問第12号公有水面埋立申請に対する詰問)についてを表決に付します。

議 長～詰問第12号、公有水面埋立申請に対する詰問については、委員会の賛成通り賛成の方承認を願います。
賛成多いでありますので、委員会賛成通り答申することに決定致します。

議 長～冒く休憩致します。(午後7時6分)

議 長～お聞かせします。(午後7時7分)

議 番～本臨時会は上程された案件が全部終了しておりますので、本日をもつて会期を打切りの動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議 長～1番議により、本臨時会の案件が全部処理されておりますので、会期を打切りたいと云う動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。
お詫び致します。本臨時会の会期を打切ることに御承認ございませんか。

(賛成なしと呼ぶ)

議 長～御承認がございませんので、本臨時会の会期を打切ることに致します。

議 長～ではこれをもつて第12回宜野湾市議会臨時会を閉会することに致します。本会は相当議事案件が提出されておりましたが、スムーズに処理することが出来大変感謝申し上げます。

議 長～閉会(午後7時9分)

上記会議の次方は幹部の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1963年12月1日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

石破義行
議事録署名

石破義行
議事録署名

比嘉定亮